



平成 26 年 1 月 16 日

各 位

東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
株式会社ペッパーフードサービス
代表取締役社長CEO 一瀬 邦夫
(コード番号: 3053) 東証マザーズ
問い合わせ先 総務部長 猿山 博人
電話番号 03 (3829) 3210

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年1月16日開催の取締役会において、平成26年3月26日開催予定の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第7条(単元未満式についての権利)を新設するものであります。
- (3) その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. フランチャイズシステムによる飲食店の経営 2. 直営ステーキレストランの経営 3. レストランの調理および提供システムの開発および開業指導 4. 加工食品の販売 5. 調味料等の製造および販売 (新設) <u>6. 厨房設備機器、厨房機器および食堂什器の販売、リース、レンタル</u> <u>7. 食器類の開発、製造、販売、リース、レンタル</u> <u>8. 飲食店舗の設計施工</u>	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. フランチャイズシステムによる飲食店の経営 2. 直営ステーキレストランの経営 3. レストランの調理および提供システムの開発および開業指導 4. 加工食品の販売 5. 調味料等の製造および販売 <u>6. 酒類の販売業</u> <u>7. 厨房設備機器、厨房機器および食堂什器の販売、リース、レンタル</u> <u>8. 食器類の開発、製造、販売、リース、レンタル</u> <u>9. 飲食店舗の設計施工</u>

<p>9. 衛生用品、マット類の販売 10. ユニホーム類の販売 11. 事務用機器、事務用品類および通信機器類の販売 12. 販売促進用のメニュー・折り込みチラシの販売 13. 飲食店開業に伴う教育と研修 14. エリアフランチャイザー（地域本部）の募集と提携 15. 日本料理店の経営 16. 西洋料理店の経営 17. 中華料理店、その他の東洋料理店の経営 18. 前各号に関するコンサルティング業務 19. 損害保険代理店業 20. 労働者派遣事業 21. 有料職業紹介業 22. 知的財産権（工業所有権、特許権、著作権、商品化権、商標権、意匠権、著作権等）の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理、仲介並びにノウハウの提供および売買 23. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第49条（条文省略）</p>	<p>10. 衛生用品、マット類の販売 11. ユニホーム類の販売 12. 事務用機器、事務用品類および通信機器類の販売 13. 販売促進用のメニュー・折り込みチラシの販売 14. 飲食店開業に伴う教育と研修 15. エリアフランチャイザー（地域本部）の募集と提携 16. 日本料理店の経営 17. 西洋料理店の経営 18. 中華料理店、その他の東洋料理店の経営 19. 前各号に関するコンサルティング業務 20. 損害保険代理店業 21. 労働者派遣事業 22. 有料職業紹介業 23. 知的財産権（工業所有権、特許権、著作権、商品化権、商標権、意匠権、著作権等）の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理、仲介並びにノウハウの提供および売買 24. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(単元株未満株式についての権利)</p> <p>第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>2 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。</p> <p>3 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。</p> <p>4 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。</p> <p>第8条～第50条（現行どおり）</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

平成26年3月26日
平成26年3月26日

以上